

白河市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により令和元年7月1日付けで提出された白河市職員措置請求（住民監査請求）について、白河市住民監査請求取扱要領第8条第4項の規定に基づき、その結果を次のとおり公表する。

令和元年7月17日

白河市監査委員 有賀秀晴

元 監 第 1 0 号
令和元年7月16日

請 求 人 (略) 様

白河市監査委員 有 賀 秀 晴

白河市職員措置請求却下通知書

地方自治法第242条第1項の規定による令和元年7月1日付け住民監査請求については、下記の理由により却下します。

記

1 請求の要旨

白河市長とNHKが締結した放送受信契約は事実と異なる虚偽の契約内容であるため、平成30年度に支払った金112,587円の不当利得返還請求を行使し、新たに真の設置日に遡って契約を締結することを請求する。

2 却下の理由

請求人は、請求時点において千葉縣市川市で寝食を行い、また修学等を行っている。このことから市川市が生活の中心となっており、白河市に生活の本拠を有しているとは認められないため、白河市に住所を有するとはいえず住民監査請求は行えないものと解する。

よって、本請求は住民監査請求として不適法であり、これを却下する。